

アバへコJ直見の更替てへも出資

のさるすあふを面交の額並番主コ更替8 S知平ケ中オオアバへコ用味平員、お更替のこ
今、なすまてあてさるこもオへ行さJ直見るすもあふを雪の額並、順取アへ返さ立コあ取
へJを額並るす用味を更替コむさJ直見るすもあふを雪の額並、オアJまてへコ更替
直見のオオ>オオバアJ用味ケ上J額並のよJ更替オオこさよアJ額並のへ
へ額並はさ額並時、ないサまて用味時オが額並額 S 額並時てもコバコ。オJまへ行さJ
。オまJオバ
は>Jさも、さもオまてオオバアJ額申アJ意留コ点更替の5年、お額並の額申、オま
オまJオバ

小樽市

平成29年度 貸出ダンプ制度 御利用の手引き

点更替の更替8 S知平

◇ はじめに

本制度は、昭和54年度から市民の皆様がその居住する地域の冬期間における交通を確保
するため、町会又は団体（以下、「町会等」という。）が自主的に生活道路の排雪を行う際
に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図る
ことを目的としております。

御利用に当たっては、本書「貸出ダンプ制度 御利用の手引き」の内容を十分に御理解さ
れ、申し込みされますようお願いいたします。

なお、今年度において貸出ダンプ制度の一部（申込書の提出、対象となる道路）が変更と
なっております。変更事項及び注意事項に留意し、御利用いただきますようお願いいたしま
す。

（オオ） 。さも更替コオこるすケま8 S額並時、オアバへコ額並の土以8員額
（。さも更替オオ雪のオが面並ケ額並の土以

。オオのよるすも額並時、オが額並コ行並の車の間隔オ
。さも合サも額並時オサ並並の市ケ額並コ額並時オサ

小樽市建設部

「更替てへも出資」オ「額並雪額合額並時て行並市」、オアバへコ額並時 S 額並時の市
サ額並時の市、オオバへコ額並時 S 額並時の市、オオバへコ額並時 S 額並時の市、
額並、額並（額並）額並のサ額並時、さも更替額並の来並、オオのオオ額並るす額並るサ
オオのサ額並時 S 額並時、オオの（額並時、額並へ、額並時 S 額並時市、並
。オオのよる

貸出ダンプ制度の見直しについて

この制度は、長年利用されてきた中で平成28年度に生活道路の交通を確保するため、原点に立ち返って原則、道路の雪を対象とする見直しを行ったところではありますが、今年度につきましても、道路の雪を対象とする見直しならびに制度を利用する道路をしっかりと認識してもらうことや制度そのものを理解した上で利用していただくための見直しを行いました。これにより排雪第2種路線など御利用できませんが、御理解をお願いいたします。

また、申請の際は、下記の変更点に留意して申請していただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成28年度の変更点

- 集合住宅の敷地内通路と雪堆積場の排雪につきましては、対象外としました。
- 実施日数を1申請で連続3日以内としました。
- 対象となる道路は、積込業者が市に登録した積込機械で作業できる道路で、下記のいずれかの条件を満たすものとしました。
 - ① 除排雪路線に接続していること
 - ② 除排雪路線に接続していない場合は、ダンプの運搬作業が可能な道路に接続していること

平成29年度の変更点

申込書は利用団体が市へ提出することに変更する。(積込業者が代理で提出することはできません。)

利用団体において、制度を利用する道路をしっかりと認識してもらうことや制度そのものを十分理解した上で利用していただくため、利用団体からの申込みとするものです。

幅員8m以上の道路については、排雪幅を8mまでとすることに変更する。(それ以上の路肩や法面などの雪は対象外とする。)

冬期間の車の通行に支障がない排雪幅とするものです。

※作業実施前に現地で市の担当者と作業範囲を打合わせる。

排雪第2種路線を対象外とすることに変更する。

市の排雪第2種路線については、「市が行う地域総合除雪業務」と「貸出ダンプ制度」での排雪作業が混在しており、本制度との作業日程の調整が円滑にいかず、市の排雪作業と重複する事例があるため、従来の制限事項である、本制度対象外の路線(国道、道道、市排雪第1種路線、バス路線、雪寒路線)に加えて、排雪第2種路線を対象外とするものです。

	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度
申込書の提出	利用団体のみ可	積込業者の代理可
幅員 8 m 以上の道路	排雪幅は 8 m まで (それ以上の路肩や法面などの雪は 対象外)	事前に市と協議
排雪第 2 種路線	排雪対象外	排雪対象

平成30年度以降の取組

利用回数を同一箇所では1回とすることについて検討する。

利用回数については、他都市を上回るサービス水準となっているため、道路状況を踏まえ検討する。

ダンプの配車方法について検討する。

ダンプの配車方法については、現在、積込業者に関連するダンプトラック組合に対して、市が配車の日時、場所及びダンプ台数を指示して配車を行っており、派遣されるダンプの選定については、ダンプトラック組合が行っております。今後は、より効率的な配車方法を検討する。

◇ 貸出ダンプ制度の申込みについて

申込みに当たっては、下記の1から7までの内容を確認の上、申込書を提出してください。

1 対象、対象外となる道路等について

申請対象及び対象外の道路等は、下表のとおりです。

対象となる道路	
「積込業者が市に登録した積込機械」が作業できる道路（対象外の道路を除く）で、下記のいずれかの条件を満たすもの	
① 除排雪路線に接続していること	（7ページ「貸出ダンプ図例」①）
② 除排雪路線に接続していない場合は、ダンプの運搬作業が可能な道路に接続していること	（7ページ「貸出ダンプ図例」②）
対象外となる道路	
「国道」、「道道」、「排雪第1種路線」、「 <u>排雪第2種路線</u> 」、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法指定路線（雪寒路線）」、「バス路線」	
対象外となる雪	
・ 屋根や住宅の敷地などの道路以外の雪 ・ 雪堆積場（空き地、駐車場等）の雪 ・ 集合住宅の敷地内通路の雪 ・ <u>排雪幅8mを超える路肩や法面等の雪</u>	

- 積込機械の転回場が必要な場合は、転回場の使用を1申請で1か所のみ認めます。ただし、転回場の排雪は、作業に必要な最小限の範囲とします。（7ページ「貸出ダンプ図例」②）

2 実施期間等について

実施期間等は、下表のとおりです。

実施期間	平成30年1月13日（土）から平成30年3月13日（火）まで
時 間	原則として、午前8時から午後5時まで
日 数	1申請で、連続3日以内
利用回数	同一箇所最大2回まで（2回目の利用について6ページ注意事項に記載がありますのでご確認ください）

- 実施期間につきましては、今シーズンの気象状況等により変更する場合があります。
- ダンプは、当該道路の作業量や作業日の配車状況等により、御希望の車種及び台数を変更させていただく場合があります。

3 積込業者及び使用機械について

積込業者については、町会等が市に登録のある業者から選定し、使用機械等の費用を負担することになります。登録業者については、11月中旬に決定する予定ですので、市のホームページで確認していただくか、雪対策第2課までお問い合わせください。

使用機械については、積込業者が市に届け出た機械に限定し、現場に適さない機種については、市の指導により変更していただくことがあります。

4 受付期間等について

受付期間等は、下表のとおりです。実施日は1回目と2回目に分かれており、抽選により決定いたします。

		受付期間	抽選日時	抽選場所	実施期間
受付期間等	第1回目	平成29年11/27(月)～平成29年12/15(金)	平成30年1/5(金)午後2時00分	消防庁舎6階講堂	平成30年1/13(土)～平成30年3/13(火)
	第2回目	平成29年11/27(月)～平成30年2/2(金)	平成30年2/14(水)午後2時00分		平成30年2/20(火)～平成30年3/13(火)
	● 電話での受付は行いませんので、御注意願います。				
提出書類		☐ 申込書及び現場見取図 ※ <u>申込書と現場見取図の両方に、町会等における代表者の方の捺印が必要となります。</u> ※ <u>現場見取図は最新の地図を添付するように、御協力をお願いいたします。</u>			
		☐ 積込業者からの「見積書の写し」又は「契約書の写し」 ※ <u>団体負担額が1時間当たり3,000円未満の場合、制度を利用できません。</u>			
申込場所		平成29年11/27(月)～平成29年11/30(木) 市役所別館5階 建設部庶務課 電話 32-4111(内線346) 平成29年12/1(金)～平成30年2/2(金) 市役所別館4階 除雪対策本部事務局 電話 32-4111(内線640～643)			
受付時間		平成29年11/27(月)～平成29年12/15(金) 午前9時00分から午後8時00分まで(土曜日、祝祭日を除く) 平成29年12/3(日)・平成29年12/10(日)のみ 午前9時00分から午後5時00分まで 平成29年12/18(月)～平成30年2/2(金) 午前9時00分から午後5時20分まで(土・日曜日、祝祭日を除く)			

5 抽選会について

抽選会当日は、当選した順番にその場で実施日を決定していただきますので、必ず実施日を決定できる方(町会等の代表者、担当者等)の出席をお願いいたします。

抽選の進行をスムーズにするため、実施希望日につきましては、複数日(第3希望日位まで)御用意願います。

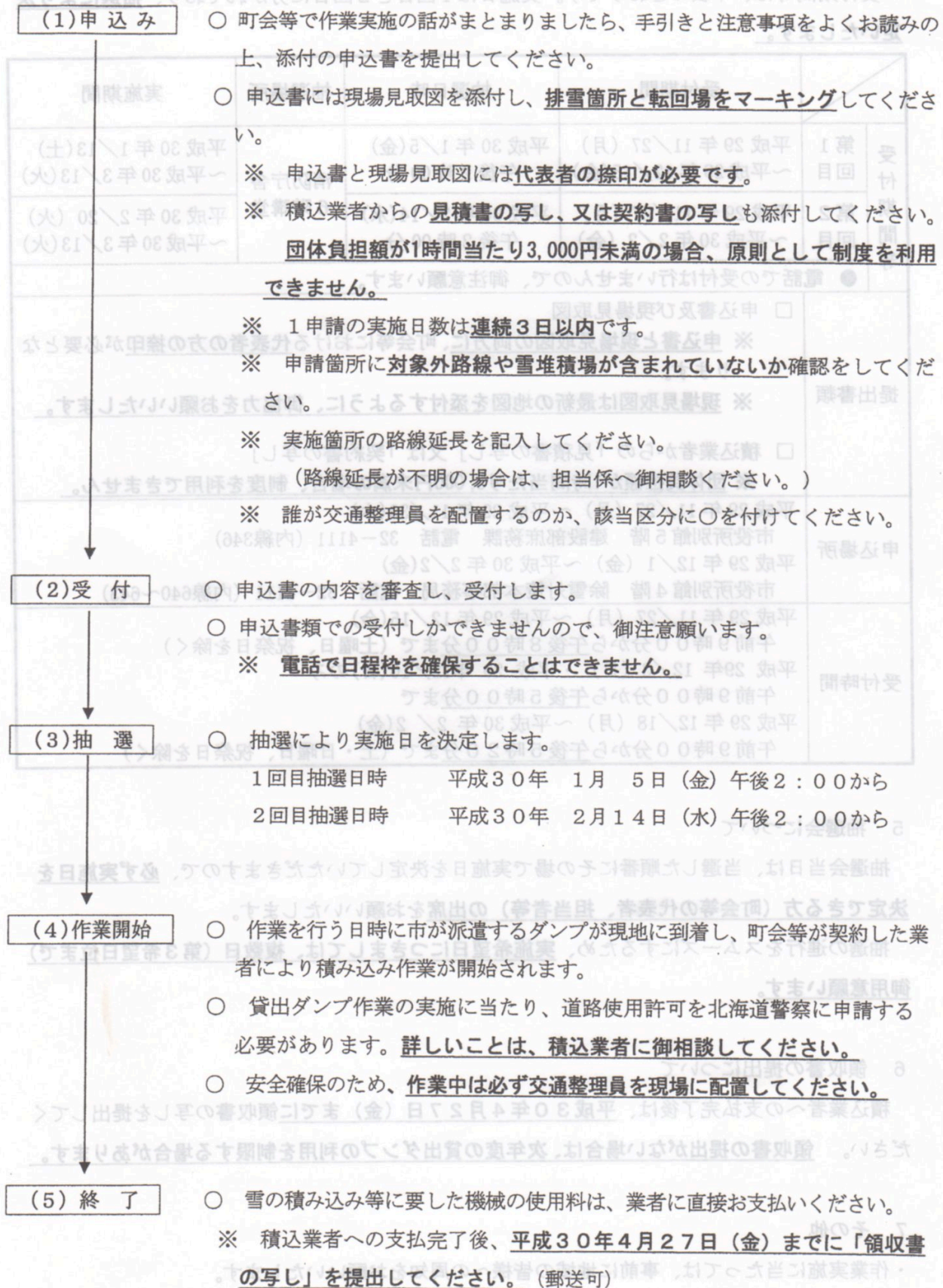
6 領収書の提出について

積込業者への支払完了後は、平成30年4月27日(金)までに領収書の写しを提出してください。 領収書の提出がない場合は、次年度の貸出ダンプの利用を制限する場合があります。

7 その他

- ・作業実施に当たっては、事前に地域の皆様への周知をお願いいたします。
- ・申込書について、様式が変更になっておりますので、必ず、最新の様式を使用してください。

◇ 貸出ダンプ実施の流れ

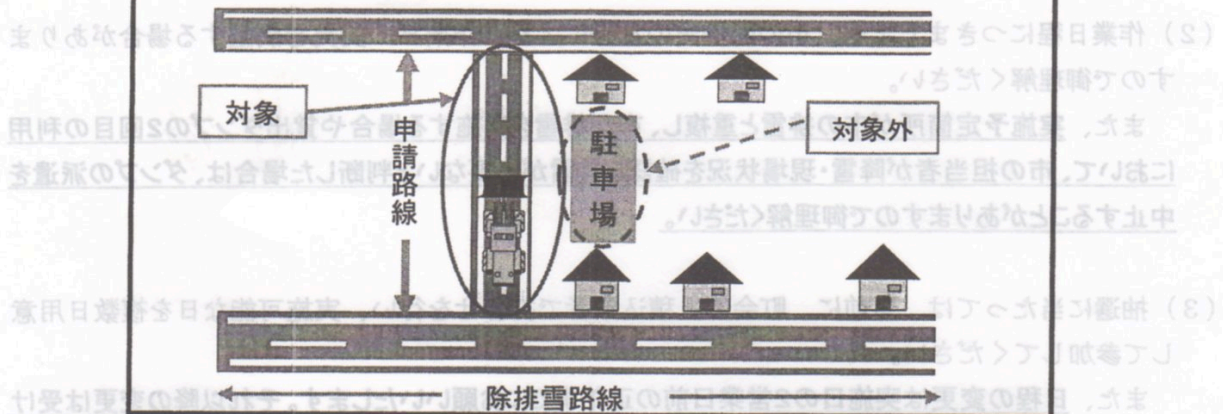


◇ 注 意 事 項

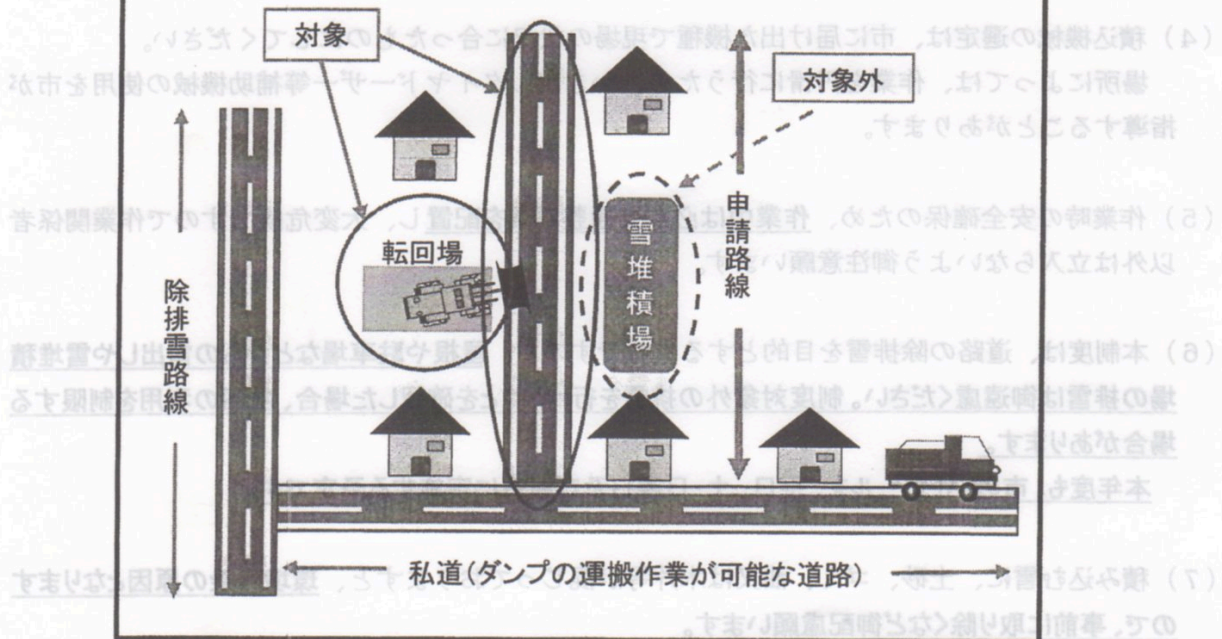
- (1) 土曜、日曜日及び祝日は大変混み合いますので、平日の日程も御検討ください。
- (2) 作業日程につきましては、市の除排雪の日程により、作業日の変更を調整する場合がありますので御理解ください。
- また、実施予定箇所が市の排雪と重複し、市が排雪を実施する場合や貸出ダンプの2回目の利用において、市の担当者が降雪・現場状況を確認し排雪が必要ないと判断した場合は、ダンプの派遣を中止することがありますので御理解ください。
- (3) 抽選に当たっては、事前に、町会等と積込業者で打合せを行い、実施可能な日を複数日用意して参加してください。
- また、日程の変更は実施日の2営業日前の正午までをお願いいたします。それ以降の変更は受け付けられませんので御注意ください。
- (4) 積込機械の選定は、市に届け出た機種で現場の状況に合ったものにしてください。
- 場所によっては、作業を円滑に行うため、かき出しタイヤドーザー等補助機械の使用を市が指導することがあります。
- (5) 作業時の安全確保のため、作業中は必ず交通整理員を配置し、大変危険ですので作業関係者以外は立入らないよう御注意願います。
- (6) 本制度は、道路の除排雪を目的とするものですので、屋根や駐車場などからの雪出しや雪堆積場の排雪は御遠慮ください。制度対象外の排雪を行ったことを確認した場合、次回の利用を制限する場合があります。
- 本年度も、市のパトロールを、平日、土・日曜日及び祝日に実施する予定です。
- (7) 積み込む雪に、土砂、ゴミ、油又は木片等が混じっておりますと、環境汚染の原因となりますので、事前に取り除くなど御配慮願います。
- (8) 使用機械により、排雪を実施した道路や周辺の施設等を破損させた場合（融雪後に発見された場合も含む）は、被害者への対応と補修を、速やかに行うようお願いいたします。
- (9) 原則として雪捨て場は排雪場所から最も近い場所となりますが、混雑状況等により変更となる場合があります。
- また、道路状況によりダンプの運行に時間を要する場合がございますので御了承ください。
- (10) 市の担当者が作業状況、ダンプの雪積載量を確認に巡回しておりますので、御協力をお願いいたします。
- また、作業終了時、最終のダンプが雪捨て場担当者に作業終了の報告をするよう御配慮願います。

貸出ダンプ図例

① 申請道路が除排雪路線に接続している場合(駐車場 有)



② 申請道路が除排雪路線に接続していない場合(転回場と雪堆積場 有)



③ 集合住宅の敷地内及び幅員8m以上の道路

